

よくあるご質問(Q & A)

Q01 不足額給付とは？

「不足額給付」とは、次の事情により、令和6年度に実施した当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

①当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに算定した本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた場合。

②定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった場合。
詳しくは「定額減税補足給付金(不足額給付)」をご確認ください。

Q02 私は不足額給付の対象になるのか？

給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書等の課税資料から給付額を計算します。
不足額給付の対象となる方には、令和7年7月11日から順次、書類を送付しています。

※対象要件により申請が必要な方もいます。
詳しくは「定額減税補足給付金(不足額給付)」をご確認ください。

Q03 不足額給付書類は対象者全員に届くのか？

不足額給付の対象となる方には、令和7年7月11日から順次、書類を送付しています。

※対象要件により申請が必要な方もいます。
詳しくは「定額減税補足給付金(不足額給付)」をご確認ください。

Q04 不足額給付の支給開始はいつからか？

令和7年7月11日から順次、対象者へ書類発送を行い、令和7年8月以降、順次支給を予定しています。

詳しくは「定額減税補足給付金(不足額給付)」をご確認ください。

Q05 令和7年中に磐田市に引っ越してきたが、不足額給付は磐田市で受けられるか？

磐田市から不足額給付の支給はありません。

不足額給付の算定は令和7年度の個人住民税を課税する市区町村(令和7年1月1日時点で、住民登録がある市区町村)が行うこととなっています。

Q06 令和6年中に磐田市に引っ越してきたが、不足額給付は磐田市で受けられるか？

不足額給付の算定は令和7年度の個人住民税を課税する市区町村(令和7年1月1日時点で、住民登録がある市区町村)が行うこととなっています。

令和7年1月1日時点で磐田市に住所登録があり、対象要件を満たしていれば、磐田市から不足額給付を支給します。

よくあるご質問(Q & A)

Q07	退職により、令和6年中の収入が、令和5年中の収入と比べて、大きく減った。令和6年度に実施された当初調整給付の対象ではなかったが、不足額給付はもらえるのか？
令和6年中の収入及び所得税が確定し、定額減税しきれない額がある場合には、不足額給付の対象となります。	
Q08	令和6年分の源泉徴収票に記載された「控除済額」と「控除外額」を合算しても、定額減税可能額(4万円×(本人+扶養親族数))にならないのはなぜか？
令和6年分の源泉徴収票には、所得税分の定額減税についてのみ記載されているためです。 令和6年度個人住民税分の定額減税額については、含まれておりません。 住民税分の定額減税については、「令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書」等をご確認ください。 所得税分の定額減税可能額: 3万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族) 個人住民税分の定額減税可能額: 1万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)	
Q09	令和6年分の源泉徴収票に、「控除外額」が記載されていた。この金額が給付されるのか？
控除外額は、所得税の定額減税可能額のうち令和6年分の所得税から控除しきれなかった額となります。 源泉徴収票に記載されている「源泉徴収時所得税控除外額」の金額がそのまま給付される(不足額給付として支給される)とは限りません。 すでに「当初調整給付」として支給が完了している場合もあります。 詳しくは「定額減税補足給付金(不足額給付)」をご確認ください。	
Q10	令和6年分の源泉徴収票を受け取り、所得税の定額減税を確認することができたが、個人住民税の定額減税はどこで確認できるか？
令和6年度の個人住民税における定額減税額については、以下の通知書にて確認することができます。 1 普通徴収または公的年金からの特別徴収の場合(令和6年6月上旬頃 個人あて送付)「令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書」 2 給与からの特別徴収の場合(令和6年5月下旬頃 お勤め先から配布)「令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の通知書(納税義務者用)」	
Q11	事業専従者ですが、令和6年分の所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額が0円(いずれも定額減税前)のため、定額減税の対象とはならなかった。この場合、不足額給付を受けることはできるのか？
【不足額給付②】の対象となる可能性があります。 この場合、不足額給付の受給にあたっては、要件を確認させていただく必要があるため、原則としてご本人からの申請をお願いすることとしています。 詳しくは「定額減税補足給付金(不足額給付)」をご確認ください。	
Q12	令和5年中と令和6年中の所得税の合計所得金額はそれぞれ48万円超だが、各種控除を適用した結果、令和6年分の所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額が0円(いずれも定額減税前)となった。不足額給付の支給はあるか？
【不足額給付②】の対象となる可能性があります。 この場合、不足額給付の受給にあたっては、要件を確認させていただく必要があるため、原則としてご本人からの申請をお願いすることとしています。 詳しくは「定額減税補足給付金(不足額給付)」をご確認ください。	

よくあるご質問(Q & A)

Q13 令和5年度は非課税であり、非課税の世帯給付を受給したが、令和6年度は課税となり当初調整給付を受給した。不足額給付も受けることはできるか？

【不足額給付①】の対象となる可能性があります。
不足額給付の支給要件を満たしていれば併給可能です。
詳しくは「定額減税補足給付金(不足額給付)」をご確認ください。

Q14 令和6年度は非課税であり、非課税等の世帯給付を受給したが、令和6年中に収入があり、所得税から定額減税しきれない額が発生した。不足額給付を受けることはできるか？

【不足額給付①】の対象となる可能性があります。
不足額給付の支給要件を満たしていれば併給可能です。
詳しくは「定額減税補足給付金(不足額給付)」をご確認ください。

Q15 令和6年中に海外から転入し、令和6年分所得税が発生した。定額減税がしきれない額が発生した場合、不足額給付の対象となるか？

令和7年1月1日時点で磐田市に住所がある方であれば、不足額給付の対象となる可能性があります。
ただしこの場合、個人住民税分の1万円は含まれず、所得税分の3万円のみを基礎として給付額を算定します。

Q16 当初調整給付を受給した後に申告を修正し、給付額に不足がある。令和6年中に出国したが、不足額給付はどうなるか？

当初調整給付の対象者であっても、令和7年1月1日時点で、磐田市に住民登録がない場合は不足額給付の対象とはなりません。

Q17 令和6年7月以降に支給された当初調整給付を受給していなくても、不足額給付を受けることはできるか？

不足額給付の対象要件を満たしていれば、給付対象外で当初調整給付を受給していなかったとしても、不足額給付を受給することができます。
ただし、当初調整給付の受給対象であったが受給されなかった場合、不足額給付の支給時に受け取ることができるのは不足額給付支給分のみであり、当初調整給付金分を上乗せして受給することはできません。

Q18 課税されている家族が令和6年中に亡くなった。不足額給付はどうなるか？

不足額給付は、令和7年1月1日時点で磐田市に住民登録がある方が対象となりますので、令和6年中に亡くなられた方は不足額給付の対象とはなりません。

よくあるご質問(Q&A)

Q19 課税されている家族が令和7年中に亡くなった。不足額給付はどうか？

令和7年1月1日時点で、磐田市に住民登録がある方であっても、磐田市との給付金に関する贈与契約締結前に亡くなられた場合は、不足額給付を受給することはできません。

Q20 令和7年度個人住民税が非課税でも不足額給付はもらえるか？

令和7年度の個人住民税が非課税または均等割のみ課税されている人であっても、次の例に該当する場合は不足額給付の対象となります。

- 1 令和6年分の所得税が発生していて、かつ当初調整給付額に不足が生じていた場合。
- 2 令和6年度個人住民税所得割が発生していて、かつ当初調整給付額に不足が生じていた場合。

(注)住民税は翌年度課税、所得税は現年課税のため、課税の年がずれます。

(注)例に示した以外に、事業専従者や合計所得金額48万円超の方の内条件を満たす方は不足額給付の対象となります。詳しくは「定額減税補足給付金(不足額給付)」をご確認ください。

Q21 令和6年中に扶養していた親族が死亡により減った。給付額は変わるか？

死亡した日の時点で扶養していたのであれば、給付額は変わりません。

Q22 令和6年中に扶養していた親族が国外転出により定額減税の対象外となった。給付額は変わるか？

定額減税可能額が変わるため、給付額も変わります。
すでに給付された分についての返還は求めません。

Q23 令和6年中に子どもが生まれて扶養親族が増えた。不足額給付はもらえるか？

令和6年分所得税額の算定には、令和6年12月31日までに生まれた子どもも扶養親族に含まれ、定額減税の対象となるため、不足額給付の算定対象となります。

一方で、令和6年度の個人住民税は、令和5年中の収入および扶養親族など(令和5年12月31日時点の情報)に基づいて算定されます。したがって、令和6年1月1日以降に子供が生まれても、令和6年度個人住民税における扶養親族とならないため、定額減税の対象とはならず、不足額給付の算定対象とはなりません。

Q24 令和7年中に子どもが生まれて扶養親族が増えた。不足額給付はもらえるか？

令和6年分所得税額の算定において、令和6年12月31日時点の扶養状況を参照するため、令和7年中に扶養親族が増えたとしても、定額減税の対象とはならず、不足額給付の算定対象とはなりません。

よくあるご質問(Q & A)

Q25 給付金は課税対象か？

課税対象ではありません。

Q26 差押の対象となるのか？

差押禁止等の対象となっています。

Q27 給付制度の概要等についてまとめたホームページは？

内閣官房 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>
国税庁 定額減税 特設サイト
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

Q28 外国人は対象となるのか？

外国人の方でも定額減税しきれない額があり令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)支給額に不足が生じているなど、一定の要件を満たす場合は、不足額給付の対象となります。
ただし、令和7年1月2日以降に国外から入国された方は対象外です。

Q29 受け取った給付金に対する確定申告は必要になるのか？

非課税のため確定申告の必要はありません。

Q30 事務処理基準日を過ぎてから税額の更正や修正申告を行った場合、不足額給付は追加で支給されるか？

事務処理基準日時点で本市税務システムに入力された申告書等が不足額給付の算定対象となります。したがって、事務処理基準日以降の税額変更による給付金額の修正を行う予定はありません。

よくあるご質問(Q & A)

Q31 租税条例の適用を受けている場合、不足額給付は受けられるか？

租税条約が適用される所得は、定額減税の対象とはなりません。そのため、不足額給付も受けられません。

Q32 給付金を振り込むので、ATMに行くよう言われた。大丈夫か？

市区町村や国(の職員)などがATM(銀行・コンビニ等の現金自動支払機)の操作をお願いすることや、キャッシュカードの暗証番号などの個人情報を聞くことはありません。クレジットカードや預金通帳をお預かりすることもあります。また、受給にあたり、手数料の振込みを求めることもあります。怪しいと感じられた場合は警察署に相談してください。

Q33 現在国外居住中だが、不足額給付を国外金融機関口座へ振り込んでもらうことはできるか？

給付金の振込は国内金融機関口座のみとなります。
国外金融機関口座への振込はできません。

Q34 代理申請だが、電子申請できるか？

なりすまし防止の観点より、代理申請による電子申請はできません。紙(確認書)での申請をお願いします。

Q35 振り込みに使用できない銀行はあるか？(ネット銀行)

通常の銀行であれば、ネット銀行でも振り込み可能です。
国外金融機関口座への振込はできません。

Q36 電子申請で申し込みできなかったが、どうしたらよいか？

紙(確認書)での申請をお願いします。

よくあるご質問(Q & A)

Q37 受給対象の方が被成年後見人の場合に、成年後見人が代理提出をする場合どうすればよいか？

本人が申請する場合に必要な書類に加えて、代理人であることを証明する書類が必要です。成年後見登録制度に基づく登記事項証明書の写しをご提出ください。その場合、委任状の提出は必要ありません。

Q38 受給対象の方が被保佐人・被補助人の場合に、保佐人・補助人が代理提出をする場合はどうすればよいか？

本人が申請する場合に必要な書類に加えて、代理人であることを証明する書類が必要です。成年後見登録制度に基づく登記事項証明書の写し及び公的給付の受領に関する代理権が付与されていることがわかる代理権目録の写しをご提出ください。その場合、委任状の提出は必要ありません。

Q39 通帳や明細書に記載される振り込み名は？

「イワタホソクキュウフキン」と記載されます。

Q40 確認書に記載されている口座とは別の口座に振り込むことはできるか？

確認書に必要事項を記入の上、必要書類(本人確認書類のコピー及び振込口座が確認できる書類のコピー)を添えて、10月31日までに提出してください。
※なりすまし防止の観点から、電子申請はできません。